情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第二項及び第六項の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百十三号**

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第四条第二項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第二項及び第六項の政令で定める日を定める政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第二項及び第六項の政令で定める日は、令和四年一月十一日とする。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百十四号**

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和二年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

別表第三十七号中「西九条七丁目」を削り、「から島屋三丁目まで」を「、島屋二丁目」に改め、同表第四十一号ロ中「、金沢町、尾上町池田字美サシ、字池田開拓及び字栄へ並びに尾上町養田字養田開拓」を「並びに金沢町」に改め、同表中第五十二号ハ(3)及び第七十一号を削り、第七十一号の二を第七十一号とし、第七十一号の三を第七十一号の二とする。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第十一地区の項中「別表第七十一号、第七十二号」を「別表第七十二号」に改める。

総務大臣　金子　恭之

経済産業大臣　萩生田光一

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百十五号**

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部の施行期日を定める政令

内閣は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和四年十月一日とする。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百十六号**

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）附則第一条本文及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は令和四年六月二十日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年十二月二十日とする。

総務大臣　金子　恭之

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

防衛大臣　岸　信夫

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

航空法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百十七号**

航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十五条及び無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）附則第三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（無人航空機の登録等に係る手数料の額）

**第八条**　法第百三十五条第二十三号又は第二十四号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千四百円（法第百三十一条の六第一項の登録又は法第百三十一条の八第一項の登録の更新の申請（以下この条において「登録等の申請」という。）を行う者が同時に他の登録等の申請を行う場合における当該他の登録等の申請にあっては、二千円）とする。

2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が当該登録等の申請を電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）により行う場合における手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　当該登録等の申請を行う者が国土交通大臣に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に